

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○京都府収入証紙売りさばき人の指定の廃止 (会計課) 671	○微税吏員証票の無効 (税務課) 681
○落札者の決定 (入札課) 〃	○家畜人工授精に関する講習会及び修業試験の実施 (畜産課) 〃
○ 〃 (府有資産活用課) 〃	○海岸保全基本計画の変更 (河川課) 683
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除 (中丹東保健所) 672	○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所) 〃
○京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (建築指導課) 〃	
	公 安 委 員 会
	○警備員指導教育責任者講習の実施 〃
	○一般競争入札の実施 684

告 示

京都府告示第429号

京都府証紙規則（昭和39年京都府規則第6号）第6条の規定により、京都府収入証紙指定売りさばき人の廃止の届出があった。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指定売りさばき人の名称	売りさばき場所	廃止年月日
208	有限会社エー・エム	亀岡市宮前町猪倉椿原17 (京都湯の花自動車学校)	平 30. 7. 31

京都府告示第430号

落札者を次のとおり決定した。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 購入物品の名称及び数量
テラヘルツ非破壊検査装置 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 落札決定日
平成30年 7月13日
- 落札者の名称及び所在地
日本測器株式会社京都営業所
京都市伏見区竹田北三ツ杭町38番地
- 落札金額
47,520,000円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
平成30年 6月 1日

京都府告示第431号

落札者を次のとおり決定した。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 委託業務の名称及び数量 京都府庁本庁庁舎の清掃業務 一式	株式会社中央保健工業社 京都市右京区西院清水町65番地の 4
2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府総務部府有資産活用課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	5 落札金額 68,389,920円
3 落札決定日 平成30年 6月19日	6 契約の方法 一般競争入札
4 落札者の名称及び所在地	7 入札公告日 平成30年 5月 1日



京都府告示第432号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
平成29年京都府告示第399号	綾部市青野町西馬場下38番1の一部、39番1の一部、40番1の一部及び43番の一部	テトラクロロエチレン	綾部市青野町西馬場下38番1の一部、39番1の一部及び43番の一部	土壤汚染の除去



京都府告示第433号

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱（平成25年京都府告示第636号）の一部を次のように改正する。第2条に次の1号を加える。

(6) 建替え 現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の敷地（これに隣接する土地を含む。）に建築物を新たに建築することをいう。

別表の1の項中「の耐震設計」を「に係る耐震設計又は建替えの設計」に、「対象耐震設計経費」を「対象耐震設計等経費」に、「の耐震改修」を「に係る耐震改修又は建替え」に、「対象耐震改修経費」を「対象耐震改修等経費」に改め、同表の2の項中

2 通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が当該通行障害既存耐震不適格建築物の耐震設計を実施するために要する経費	補助対象経費の額（当該補助対象経費の額が基準限度額を超える場合は、当該基準限度額）に3分の2を乗じて得た額
---	---

<p>2 通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震設計又は建替えの設計を実施するために要する経費</p>	<p>補助対象経費の額（当該補助対象経費の額が基準限度額を超える場合は、当該基準限度額）に3分の2を乗じて得た額</p>
<p>3 通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震改修、除却又は建替えを実施するために要する経費</p>	<p>補助対象経費の額（当該補助対象経費の額が通行障害既存耐震不適格建築物の面積1平方メートルにつき5万300円（住宅の場合は3万3,500円、マンションの場合は4万9,300円、住宅以外の建築物で知事が別に定める工法である場合は8万2,300円）を乗じて得た額を超える場合は、当該額に3分の2を乗じて得た額（当該算出した額が2,300万円を超える場合は、2,300万円）</p>

に改める。

別記第1号様式の（その1）中

「カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の耐震改修の事業にあっては、その他知事が必要と認める書類

を

「カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の耐震改修の事業にあっては、その他知事が必要と認める書類

(6) 建替えにあっては、建築物別にまとめた次の書類（イ及びウについて、第7条の規定による建替えの設計に係る実績報告書に添付したものと同一書類である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができます。）

ア 建替えの概要を記した書類

イ 建替えに係る各図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）

ウ 建替えに係る構造計算書

エ 令第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の建替えの事業にあっては、その他知事が必要と認める書類

に改め、同様式の（その1）の別紙1中「耐震設計」を「耐震設計又は建替えの設計」に、「耐震改修」を「耐震改修又は建替え」に改め、同様式の（その1）の別紙2を次のように改める。

別紙2

交付申請額内訳書

1 耐震設計又は建替えの設計

所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	対象耐震設計等経費(A)	(A)×1/6(B)	補助対象経費(C)	国の交付金の交付額(D)	(C)-(D)×1/2(E)	補助額	摘要
				m ²	円	円	円	円	円	円	
計											

- 注 1 建築物ごとに記入してください。
- 2 令附則第2条第1項第2号のイからへまでに掲げる建築物の区分のいずれの区分に該当するかを「区分」に記入してください。
- 3 (B)と(E)のうち少ない方の額を「補助額」欄に記入してください。
- 4 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。
- 5 「摘要」欄には、耐震設計又は建替えの設計の別の別を記入してください。

2 耐震改修又は建替え

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	対象耐震改修等経費(A)	(A)×5.75パーセント(B)	補助対象経費(C)	国の交付金の交付額(D)	((C)-(D))×1/2(E)	補助額	摘要
					m ²	円	円	円	円	円	円	
					計							

注 1 建築物ごとに記入してください。

2 令附則第2条第1項第2号のイからへまでに掲げる建築物の区分のいずれの区分に該当するかを「区分」に記入してください。

3 (B)と(E)のうち少ない方の額を「補助額」欄に記入してください。

4 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。

5 「摘要」欄には、耐震改修又は建替えの別を記入してください。

6 「延べ面積」欄には、耐震改修にあっては耐震改修後における建築物の延べ面積を、除却又は建替えにあっては現に存する建築物の延べ面積を記入してください。

別記第1号様式の(その2)の別紙1中

耐震設計	棟	円	
------	---	---	--

を

耐震設計又は建替えの設計	棟	円	
耐震改修、除却又は建替え	棟	円	

に改め、同様式

の(その2)の別紙2を次のように改める。

別紙2

交付申請額内訳書

1 耐震診断

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経費(A)	補助額(A)×5/6	摘要
					m ²	円	円	
					計			

注 1 建築物ごとに記入してください。

2 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。

2 耐震設計又は建替えの設計

所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経費(Δ)	補助額(Δ)×2/3	摘要
				㎡	円	円	
計							

- 注 1 建築物ごとに記入してください。
- 2 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。
- 3 「摘要」欄には、耐震設計又は建替えの設計の別の別を記入してください。

3 耐震改修、除却又は建替え

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経費(A)	補助額(A)×2/3	摘要
					㎡	円	円	
					計			

注 1 建築物ごとに記入してください。

2 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。

3 「摘要」欄には、耐震改修、除却又は建替えの別を記入してください。

4 「延べ面積」欄には、耐震改修にあっては耐震改修後における建築物の延べ面積を、除却又は建替えにあっては現に存する建築物の延べ面積を記入してください。

別記第2号様式の(その1)中「平成7年政令第429号」の右に「。以下「令」という。」を加え、同様式の(その1)に次のように加える。

(6) 建替えの変更にあっては、当該変更に係る建築物別にまとめた次の書類(イ及びウについて、第7条の規定による実績報告書に添付したものと同一書類である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができます。)

ア 建替えの概要を記した書類

イ 建替えの設計に係る各図面(付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図)

ウ 建替えの設計に係る構造計算書

エ 令第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の建替えの事業にあっては、その他知事が必要と認める書類

別記第3号様式の(その1)中

〔(5) 耐震改修にあっては、建築物別にまとめた次の書類

ア 耐震改修の結果が耐震設計内容に適合することを証する書類

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下「令」という。)第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の建替えの事業にあっては、その他知事が必要と認める書類

を

〔(5) 建替えの設計にあっては、建築物別にまとめた次の書類

ア 建替えの設計に係る概要を記した書類

イ 建替えに係る図面(付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図)

ウ 建替えに係る構造計算書

エ その他知事が必要と認める書類

(6) 耐震改修にあっては、建築物別にまとめた次の書類

ア 耐震改修の結果が耐震設計内容に適合することを証する書類

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下「令」という。)第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の建替えの事業にあっては、その他知事が必要と認める書類

(7) 建替えにあっては、建築物別にまとめた次の書類

ア 建替えの概要を記した書類

イ 令第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の建替えの事業にあっては、その他知事が必要と認める書類

ウ 建替えに係る図面(付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図)

エ 建替えに係る構造計算書

オ その他知事が必要と認める書類

に改め、同様式の(その2)中

「オ 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し(当該申請書にアからウまでの書類と同じ書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができます。)

カ その他知事が必要と認める書類

を

「オ 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し(当該申請書にアからウまでの書類と同じ書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができます。)

カ その他知事が必要と認める書類

(5) 建替えの設計にあっては、建築物別にまとめた次の書類

ア 建替えの設計に係る概要を記した書類

イ 建替えに係る図面(付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図)

ウ 建替えに係る構造計算書

エ その他知事が必要と認める書類

(6) 耐震改修にあっては、建築物別にまとめた次の書類

ア 耐震改修の結果が耐震設計内容に適合することを証する書類

イ その他知事が必要と認める書類

(7) 除却又は建替えにあっては、建築物別にまとめた次の書類

ア 除却の計画又は建替えの概要を記した書類

イ 建替えに係る図面(付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図)

ウ 建替えに係る構造計算書
エ その他知事が必要と認める書類
に改める。

附 則

この告示は、平成30年7月31日から施行し、この告示による改正後の京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

公 告

次の徴税吏員証票は、紛失の日以降無効とする。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

証票の区分	証票番号	紛失年月日
府 税 検 税 証 票	第10026号	平 30. 5. 31

府 税 検 税 証 票	第1907号	30. 5. 31
府 税 検 査 証 票	第10026号	〃
〃	第1907号	〃
府税滞納者財産差押証票	第10026号	〃
〃	第1907号	〃



家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による牛に係る家畜人工授精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 講習会の期間、場所及び科目

区 分	期 間	場 所	科 目
学 科	平成30年9月25日(火) から平成30年10月5日 (金) まで	京都府立農業大学校	畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論及び人工授精
実 習	平成30年10月9日(火) から平成30年10月19日 (金) まで	京都府農林水産技術センター畜産センター及び京都府農林水産技術センター畜産センター碗高原牧場	家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法及び人工授精

2 修業試験の期間、場所、科目及び対象者

区 分	期 間	場 所	科 目	対 象 者
学 科	平成30年10月22日(月) 及び平成30年10月23日 (火)	京都府立農業大学校	畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論及び人工授精	講習会学科修了者
実 習	平成30年10月9日(火) から平成30年10月19日 (金)まで	京都府農林水産技術センター畜産センター及び京都府農林水産技術センター畜産センター碓高原牧場	家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法及び人工授精	講習会実習修了者

3 定員

10名程度

(府内の受講者を優先し、府外からの受講者は定員の範囲内で受講することができる。ただし、受講者の数が定員を超えた場合は、抽選により決定する。)

4 受講申請書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成30年7月31日(火)から平成30年8月31日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、平成30年8月31日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

受講の申込みは、住所地に応じて、次の提出先に受講申請書を提出すること。

受講者の住所地	提 出 先
京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町並びに府外の市町村	京都府農林水産部畜産課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話 (075) 414-4987
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町及び相楽郡南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部企画調整室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 電話 (0774) 21-2392
亀岡市、南丹市及び船井郡京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4の1 電話 (0771) 22-0371
福知山市、舞鶴市及び綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部企画調整室 〒625-0036 舞鶴市宇浜2020 電話 (0773) 62-2743
宮津市、京丹後市、与謝郡伊根町及び与謝郡与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話 (0772) 62-4305

5 その他

(1) 受講申請書は、京都府農林水産部畜産課及び京都府広域振興局において配布する。

なお、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/chikusan/>) からダウンロードすることができる。

(2) 講習についての問合せは、京都府農林水産部畜産課(電話(075)414-4987)に行くこと。



海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第7項の規定により、海岸保全基本計画を変更したので、次のとおり縦覧に供する。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 海岸保全基本計画を変更した沿岸名
丹後沿岸
- 2 縦覧場所
京都府農林水産部農村振興課、京都府農林水産部水産課、京都府水産事務所、京都府建設交通部河川課、京都府商工労働観光部・建設交通部港湾局港湾企画課、京都府中丹東土木事務所及び京都府丹後土木事務所



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

平成30年 7月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 日 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第552号	平 30. 7. 20	京都府乙訓土木事務所	長岡京市友岡二丁目21の1、21の14、21の17	m 9.7	最小 6.0 最大 6.0

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第147号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年 7月31日

京都府公安委員会

委員長 石 川 良 一

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種 別	実 施 期 間	定 員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	新規取得講習	平成30年9月4日（火）から平成30年9月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時から午後5時まで）の7日間	30人
	追加取得講習	平成30年9月7日（金）から平成30年9月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時（講習の初日は、午後0時40分）から午後5時まで）の4日間	おおむね5人

2 講習場所

京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、1号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者に限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

平成30年 8月7日（火）及び平成30年 8月8日（水）（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、平成30年 8月10日（金）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

平成30年 8月16日（木）及び平成30年 8月17日（金）（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した、無帽、無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

- a 3の(1)のアに該当する者
1号警備業務に従事していたことを証明す

る警備業者等の作成に係る証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

- b 3の(1)のイに該当する者
1級検定の合格証明書の写し 1通
- c 3の(1)のウに該当する者
2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
- d 3の(1)のエに該当する者
旧1級検定の合格証の写し 1通
- e 3の(1)のオに該当する者
旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、1号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

- ア 新規取得講習 47,000円
- イ 追加取得講習 23,000円

(2) 納付方法

京都府収入証紙により、講習初日の受付の際に納付すること。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会
京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館5階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年 7月31日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
交番等ネットワーク機器（平成30年度）の賃貸借一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部総務部情報管理課

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2254
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
ア 交付期間
平成30年7月31日（火）から平成30年9月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。
イ 交付場所
(1)に同じ。
ウ 交付方法
(ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。
(イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成30年8月3日（金）午前11時から
イ 場所
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成30年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成30年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「物品（レンタル・リース）」に登録されているものであること。
 - (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。

- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
ア 提出期間
2の(2)のアに同じ。
イ 提出場所
2の(1)に同じ。
ウ 提出方法
(ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
(イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
 - (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
 - (3) その他
ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
(ア) 資格審査申請書の提出期間
平成30年7月31日（火）から平成30年8月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。
なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。
(イ) 資格に関する文書を入手するための手段
原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>）からダウンロードすること。
(ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札管理・物品調達担当
電話075-414-5428
- 5 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時
平成30年 9月11日 (火) 午前11時
- イ 場所
2の(3)のイに同じ。
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
- (ア) 受領期限
平成30年 9月10日 (月)
- (イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入
敷ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課長
- (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札
説明書において指定する。
- (2) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。
- (3) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- (4) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。
- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法
京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否

要する。

- 6 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。
- 7 契約保証金
免除する。
- 8 その他
- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- 9 Summary
- (1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease contract (2018) for the networking hardware installed in police boxes and the like, 1 set
- (2) The time, date and place for tender
11:00 AM Tue., 11, September, 2018
Tender room in the basement, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (3) Time-limit for tender by mail
Mon., 10, September, 2018
- (4) The time, date and place for the opening of tender
11:00 AM Tue., 11, September, 2018
Tender room in the basement, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (5) Contact point for the notice
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
TEL 075-451-9111 Ext. 2254

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年 7月31日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
情報管理システム統合サーバ機器等(平成30年度)
の賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部総務部情報管理課

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2254
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
ア 交付期間
平成30年7月31日(火)から平成30年9月3日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
イ 交付場所
(1)に同じ。
ウ 交付方法
(ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。
(イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成30年8月3日(金)午前11時15分から
イ 場所
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成30年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(平成30年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「物品(レンタル・リース)」に登録されているものであること。
 - (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
 - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申

請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
ア 提出期間
2の(2)のイに同じ。
イ 提出場所
2の(1)に同じ。
ウ 提出方法
(ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
(イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
(ア) 資格審査申請書の提出期間
平成30年7月31日(火)から平成30年8月15日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。)とする。
なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。
(イ) 資格に関する文書を入手するための手段
原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>)からダウンロードすること。
(ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札管理・物品調達担当
電話075-414-5428

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
ア 日時

平成30年 9月11日（火）午前11時15分

イ 場所
2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限
平成30年 9月10日（月）

(イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入
藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札
説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease contract (2018) for Kyoto prefectural police computer server terminals for information management system, 1 set

(2) The time, date and place for tender
11:15 AM Tue., 11, September, 2018
Tender room in the basement, the Main building,
Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru,
Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail
Mon., 10, September, 2018

(4) The time, date and place for the opening of tender
11:15 AM Tue., 11, September, 2018
Tender room in the basement, the Main building,
Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru,
Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Contact point for the notice
Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru,
Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
TEL 075-451-9111 Ext. 2254